

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月より消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収部分については、地方消費税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その用途を明確されることが求められています。

平成31年度一般会計予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 14,000千円
 【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 444,738千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		平成31年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	64,768	44,244		1,200	854	18,470
	高齢者福祉事業	116,692	16,727		3,114	4,256	92,595
	福祉医療給付事業	18,436	9,042			420	8,974
	児童福祉事業	37,496	22,067		2,010	588	12,831
	小計	237,392	92,080		6,324	6,118	132,870
社会保険	国民健康保険事業	14,547	7,550			308	6,689
	後期高齢者医療保険事業	84,167	15,835			3,010	65,322
	介護保険事業	92,421	1,590			4,004	86,827
	小計	191,135	24,975			7,322	158,838
保健衛生	成人保険事業	11,033	499		2,824	336	7,374
	母子保健事業	993	2			42	949
	感染症予防事業	4,185				182	4,003
	小計	16,211	501		2,824	560	12,326
合計		444,738	117,556		9,148	14,000	304,034

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分しています。